

# 那須町景観計画

～ わたしたちの那須 未来のために ～



栃 木 県 那 須 町

# 那須町景観計画 目次

はじめに	1
<b>第1章 景観法と景観計画の概要</b>	
1. 景観法の概要	2
2. 景観計画の概要と構成	3
<b>第2章 町全域の景観づくり</b>	
1. 景観形成の理念	6
2. 町、町民、事業者の基本的役割	6
3. 景観計画区域の設定	7
4. 良好な景観形成に関する方針	8
5. 良好な景観形成のための届出制度	17
<b>第3章 景観形成重点地区の景観づくり</b>	
1. 景観形成重点地区の設定	22
2. 良好な景観形成に関する方針	26
3. 良好な景観形成のための届出制度	30
<b>第4章 屋外広告物等の良好な景観形成に関する事項</b>	
1. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本事項	40
2. 景観重要建造物の指定の方針	40
3. 景観重要樹木の指定の方針	40
4. 景観重要公共施設の整備に関する基本的な事項・整備方針	40
<b>第5章 本町の良好な景観形成に向けて</b>	
1. パートナーシップによる景観づくり	41
2. 自主的な景観形成団体等への支援	41

## 参考資料

那須町景観計画策定委員会・幹事会名簿  
景観に関する町民アンケート結果

## はじめに

「那須」この言葉の響きは人々にどんなイメージを浮かばせるのでしょうか。

山並み、温泉、御用邸、木立の中の別荘、レジャー施設、おしゃれなレストラン、歴史ある街並み・・・人それぞれに答えをいただくことができるでしょう。

また、代々この地で時を重ねてきた方々、那須が大好きでこの地を選んでお住まいの方々、事業活動としてこの地を選んだ皆さん、季節ごとにふるさとに帰郷する町出身の方々、ゆったりと余生を過ごす方や、学生、子どもたち。

すべての方の答えの背景には、那須の自然景観が必ず存在しています。

那須の景観はそれだけで「地域ブランド」として誇れる資源です。

みんなでこの景観を「守り」、「育て」、次の世代に引き継いでいく大切な時期に来ているのではないのでしょうか。

那須町は、東京から約170km、県都宇都宮市から約60kmの距離にあり、東北新幹線、東北自動車道の高速交通網に恵まれており、地域間交流に便利な好立地となっています。

那須連山と八溝の山並みに抱かれた町域は372.31km<sup>2</sup>と広大で、栃木県の総面積の6パーセントを占めており、主な町土の利用は、森林が64%、農用地が18%となっています。

北西部には今なお噴煙を上げる那須火山帯の主峰、標高1,915mの茶臼岳がそびえ、いつの時代も変わらぬ町のシンボルです。

その南斜面には豊富な源泉を有する那須温泉郷があります。特筆すべきは静かな森の中にたたずむ那須御用邸の存在であり、毎年皇族が静養に訪れています。

この那須連山、那須高原は日光国立公園に指定され、本町を訪れる方々を魅了しており、「見る」資源としては全国でAクラスの誘致力を備えています。

また、高原地域から中央部は別荘地や平地林、牧草地、田園風景が広がり、東部の芦野・伊王野地域は、歴史ある街並みと日本の原風景を思わせる里山の風景が今も存在し、町民の生活に潤いを与えています。

ひとつの行政区域にこのように豊富な地域資源がある町があるのでしょうか。

それはきわめて稀なはずです。

本町の第6次振興計画では、将来像を「緑と活気にあふれ心ふれあうまち」としており、産業の振興をはじめとする町の活性化を図るとともに、豊かな自然の中での暮らしと、人とのふれあいを大切にしていくことをビジョンとしています。

本町の地域資源の希少性（ブランド）と社会生活との共生を図るため、景観形成に一定の水準を備えることがまちづくりの大切な要素となっています。

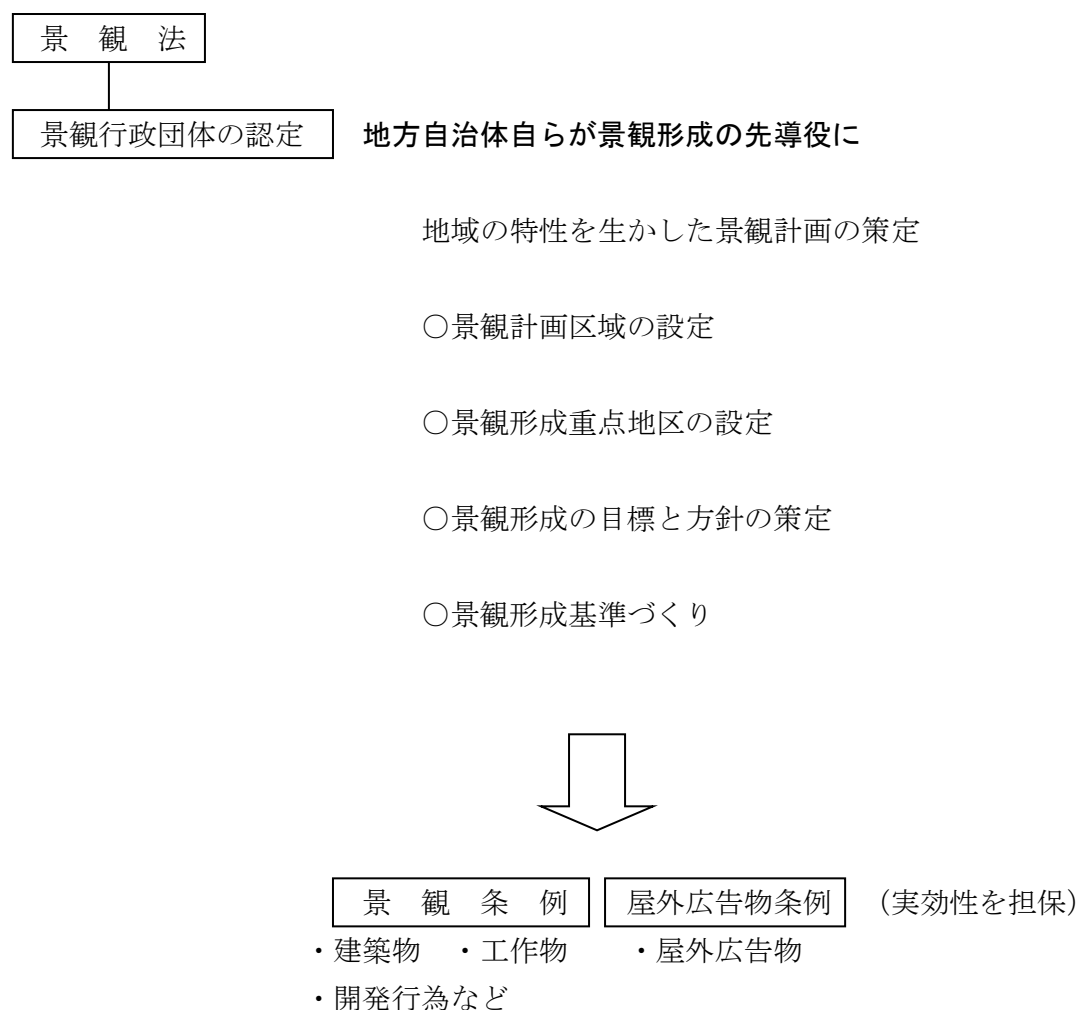
# 第1章 景観法と景観計画の概要

## 1. 景観法の概要

「良好な景観は生活環境や地域間交流に不可欠な国民共通の資産である」と定義した景観法が平成16年12月に施行されました。

この景観法の施行により、従来の建築基準法では限界のあった建築物の意匠・色彩や、地域の特性を生かした景観形成について、市町村自らが主体性を持つことが可能になり、現在、全国各地で市町村単位による景観形成に関する機運が高まっています。

本町においても、平成17年12月20日に景観法に基づく景観行政団体となり、町独自で景観行政に取り組むことが可能になりました。



## 2. 景観計画の概要と構成

### (1) 策定の背景

本町は観光と農業の町として発展してきました。特に観光では自然景観や歴史ある那須温泉郷を核として裾野を広げており、また、別荘地も数多く存在し、軽井沢・伊豆箱根・房総・八ヶ岳山麓と並ぶネームバリューとなっています。

しかしながら、近年は幹線道路沿いで多くの事業所、飲食店等が建築される中で、観光客入込客数、宿泊者数とも伸び悩み傾向にあり、事業活動での過剰な屋外広告物やのぼり旗の林立といった現状に結びついています。

また、幹線道路以外であっても、ごみの不法投棄や空き缶の投げ捨てなど、快適な生活や観光客の町内周遊を目指す意味において、町民のみならず、来訪者に対しても景観に対する意識の啓発や協力が必要となってきました。

平成 20 年度には那須と会津方面とを結ぶ甲子トンネルの開通や、那須甲子有料道路の無料化、さらにその先には那須高原サービスエリアで稼働中のスマート I C のフル規格化により、広域交流人口の拡大と、大きな交通動態の変化が予想されています。

そして、平成 23 年度には那須御用邸の用地の一部が開放されることが決定しており、改めて本町の景観の重要性を認識する時期にきています。

### (2) 策定の目的

雄大な那須連山のふもとに広がる高原と温泉郷、緑の草原、平地林、そして八溝の山並みに続く里山や歴史ある街並みなど、地域ごとの多様な資源は、その景観だけで稀な存在である「ブランド」です。

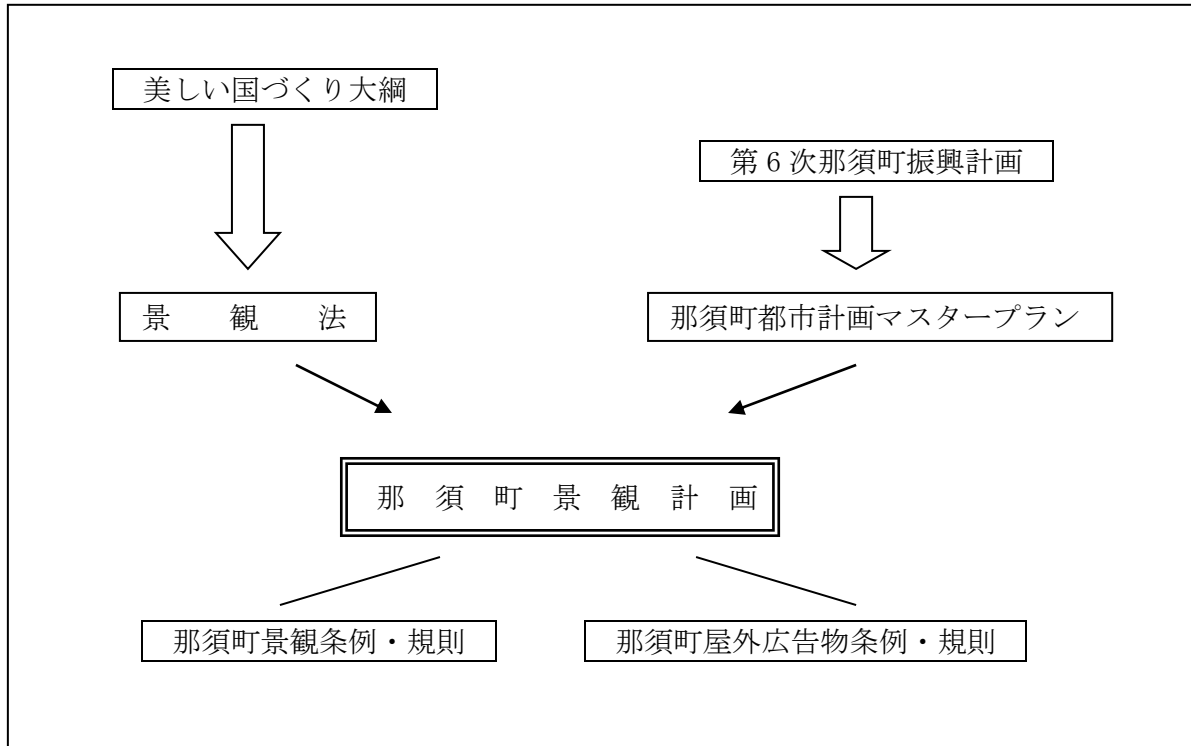
また、町民に向けた景観に関するアンケートにおいても、これらの景観は「守り」「育てる」ものとして普遍的なものとなっています。

良好な景観は町民に快適な生活や心のゆとりを与え、本町を訪れる人々を魅了しています。

豊富な景観資源を保全、活用し、良好な景観を創出していくことや、快適な生活環境と地域の活性化を図り、次世代に継承していくことを目的として、ここに「**那須町景観計画**」を策定します。

この計画は、景観法に基づき、本町における良好な景観形成に関する理念や、景観計画の区域、景観形成の方針、届出を要する建築行為等の基本事項をまとめたもので、個性ある美しいまちづくりを進めるための共通のビジョンとなる計画です。

## 那須町景観計画の位置付け



### 《参考》景観法(第2条関係)

(基本理念)

第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。

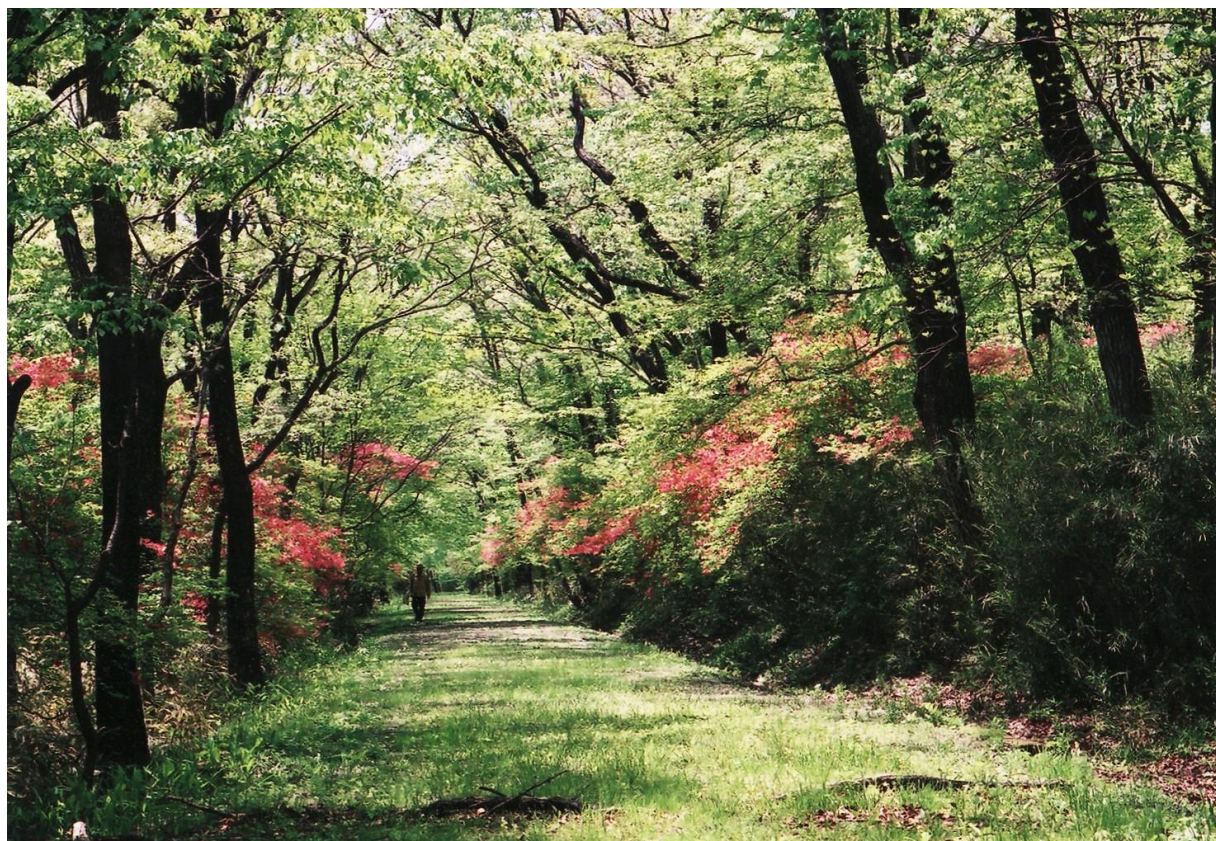
5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

### (3) 景観計画の構成

本景観計画は5章構成とします。第1章では、本町の景観特性や景観計画策定の背景や目的を定義し、第2章では町全域の景観づくりに関して、町、町民、事業者の果たすべき役割や、景観区域の設定、良好な景観形成の目標や方針を定め、届出が必要になる行為や、景観形成基準を定めます。

第3章では、景観計画区域のうち、特に景観形成が必要な地域を景観形成重点地区に設定し、第2章同様の基本方針等を定めます。

第4章では屋外広告物に関する事項、景観重要建造物、樹木の指定に関する事項等を定め、第5章ではパートナーシップによる景観形成の方針、活動団体への支援について定めます。



那須高原の平地林

## 第2章 町全域の景観づくり

### 1. 景観形成の理念

本町の特色ある優れた地域資源は町民や本町を訪れる人々の共通財産です。私たちはこの重要性を認識し、目的達成のため次の事項について積極的な取り組みを行います。

- 町、町民、事業者のパートナーシップによる美しいまちをつくります。
- 豊かな自然景観を守り育てます。
- 貴重な歴史、文化を守ります。
- 豊かな自然景観と調和した都市景観をつくります。
- 景観形成による地域経済の活性化を目指します。

### 2. 町・町民・事業者の基本的役割

#### (1) 町の役割

- 町は良好な景観形成に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとしします。
- 町は施策の策定及び実施にあたっては、町民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めるものとしします。
- 町は公共施設の整備、改修を行う場合には、良好な景観形成に配慮するものとしします。
- 町は必要があると認められるときは、国・県又は隣接地方自治体に対し、良好な景観形成に関する協力を要請するものとしします。
- 町は土地、建築物の町外所有者に対し、景観形成施策への協力を求めるものとしします。

#### (2) 町民の役割

- 町民は自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めるものとしします。
- 町民は町が実施する良好な景観形成に関する施策に協力し、その推進に努めるものとしします。

#### (3) 事業者の役割

- 事業者は事業活動にあたっては、良好な景観形成の妨げになる行為を行わないよう努めるものとしします。



- 事業者のうち、建築物等の設計や施工に関する業務又は土地、建築物等の販売や賃貸業務を行う事業者は、その専門的知識をもとに良好な景観形成を推進するものとしします。
- 事業者は、町が実施する良好な景観形成に関する施策に協力し、その推進に努めるものとしします。

### 3. 景観計画区域の設定

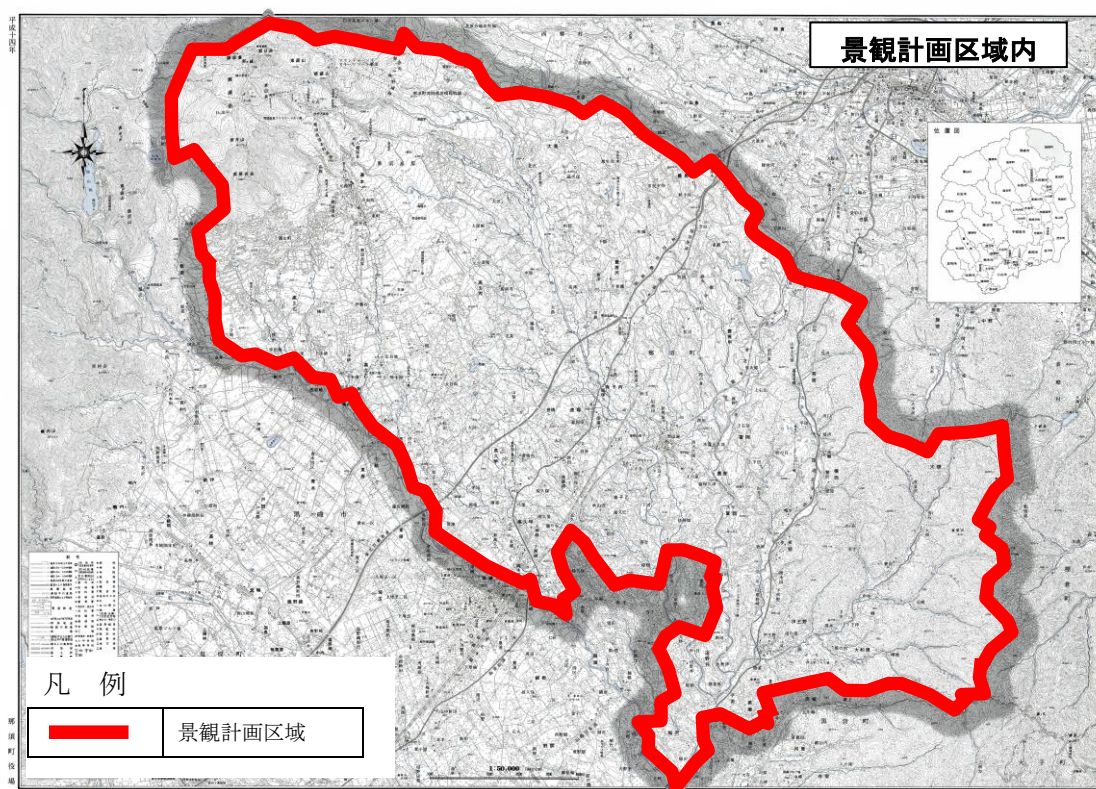
本町は、北西部の那須連山と、対峙する八溝山系の山並みに抱かれたまちです。

景観に関する町民アンケートでは「大切にしたい景観」の答えには「山並み景観」「里山や自然林」「史跡」が多くを占めています。

これらの景観資源は本町全域に豊富に存在しており、すべてが守り育てる対象です。

このことから、豊かな自然と調和した良好な景観形成を促進し、次世代に引き継ぐため、景観法に基づく景観計画区域を**那須町全域**に指定し、町民や事業者の皆さんとのパートナーシップにより、美しく快適なまちづくりを進めます。(図-1)

【 図-1 景観計画の区域 】



## 4. 良好な景観形成に関する方針

### (1) 景観形成の目標

本町は那須連山に代表される雄大な自然環境に恵まれているだけでなく、「保養地、観光レクリエーション施設及び酪農・畜産などの農業が自然環境と調和している地域」、「市街地が形成されている地域」、「水田などの農業や地場産業が振興されている地域」や「優良な森林環境が整っている地域」など、各地域によりさまざまな特性を備えた景観を構成しています。

このようなことから地域の特性を踏まえ、4つの基本的な目標を掲げます。

また、実現に向けては、町、町民、事業者とのパートナーシップにより景観の形成を図っていくものとします。

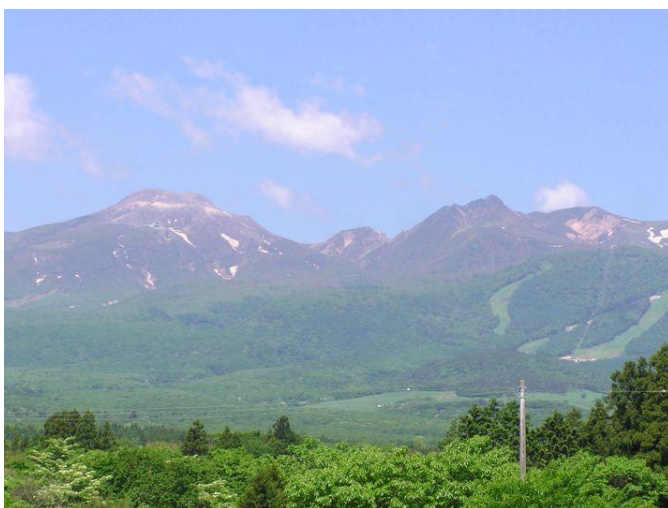
#### 目標1 豊かな自然景観を守り育てる

本町は北西部に日光国立公園に指定されている那須連山と裾野に広がる那須高原の広葉樹林、東部には八溝山系の人工針葉樹林を有しており中央部はなだらかな平地林と牧草地や水田が連なっています。

特に本町全域に広がっている広葉樹林は四季折々に美しい変化を見せており、良好な景観形成に大きく寄与することから積極的に保全育成を図ります。

また、隣接の那須塩原市との市町境には那珂川、福島県との県境には黒川、町のほぼ中央には余笹川が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれ、日常生活に潤いと豊かさを与えています。また、このような自然景観は町民の心の大きな拠りどころにもなっています。

今後も豊かな自然景観を守り、町、町民、事業者共通の財産として守り育てていきます。



那須連山の眺望

## 目標2 貴重な歴史・文化景観を守り、継承する

縄文、弥生時代から現代に至る歴史が連綿として息づいている芦野・伊王野地域は史跡、文化財が数多く存在し、貴重な地域資源となっています。特に旧東山道、奥州街道の沿道には三森家住宅や芦野城址、遊行柳などの史跡、建造物が地域の拠りどころとして大切に保存され、周囲の里山に溶け込んだ景観を形成しています。このような貴重な歴史・文化景観を次世代に継承するとともに、周囲の自然と調和した景観形成を図るものとします。



国指定重要文化財 三森家住宅

## 目標3 豊かな自然景観と調和した都市景観をつくる

本町は豊かな自然に囲まれた集落が町内全域に点在しています。町の中心部に位置する黒田原地区は東北本線の開通に伴い発展し、市街地を形成しています。また、元湯民宿街や芦野地区の街並みなど特色ある都市景観があります。このような豊かな自然景観と調和した集落の景観形成や、市街地における都市景観の形成を推進していきます。



元湯民宿街

那須湯本、那須高原地域に代表される観光商業地については、日光国立公園としてふさわしい景観に誘導していきます。

#### 目標4 町・町民・事業者とのパートナーシップにより景観をつくる

豊かな自然や史跡、文化財は町民や事業者はもとより、本町を訪れる人々にとってかけがえのない大切な共有財産です。

しかし、良好な景観形成は、町、町民、事業者がそれぞれの役割を果たし、パートナーシップを持つことがなければ、実現の可能性は低くなります。

地域の特性を再度認識し、町民や事業者がさまざまな形で景観形成に参加できる体制づくりを行い、個性豊かで潤いと安らぎのある景観を守り育てていくことが重要なポイントとなっています。

このため、町民、事業者との協議により良好な景観の形成を行っていきます。



芦野城址から那須連山を望む

## (2) 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえて、町全域に共通する景観形成の基本方針を設定します。

- 那須連山眺望景観などの保全とビューポイントの形成
- 道路沿道の景観形成と案内誘導システムづくり
- 自然景観と調和した建築物等のルールづくり
- 農村景観や平地林の保全・育成
- 市街地の景観形成
- 河川環境と景観の保全
- 歴史的建造物の保全・活用
- ふるさとの伝統行事の継承
- 地域資源や産業を活用した景観づくり
- 景観創造への意識啓発

次にそれぞれの項目ごとに基本方針を整理します。

### ○ 那須連山眺望景観などの保全とビューポイントの形成

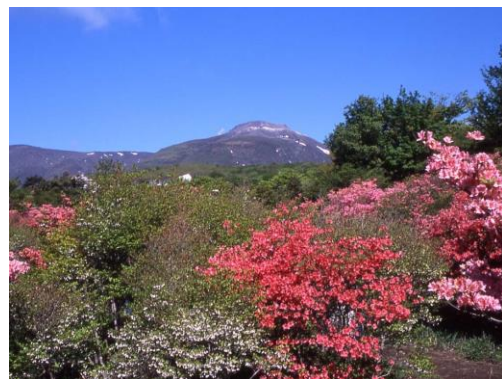
ほぼ本町全域から見る事ができる那須連山は、本町のシンボルとして次世代に引き継がなければなりません。

このため、建築物や工作物の建築にあたっては、その稜線をさえぎらないよう、充分配慮する必要があります。

また、町内で優れた眺望が得られるポイントについては良好な空間づくりを行います。

那須連山から八溝山系や関東平野を見渡す景観も特筆すべき景観です。

この景観については、裾野での私たちの取り組みによって、守っていかなければなりません。



八幡のツツジ



那須高原有料道路からの展望

## ○ 道路沿道の景観形成と案内誘導システムづくり

赤松林などの平地林の中を通る那須高原線や遊行柳などの史跡が沿道にある国道 294 号などの主要な道路や、町内各地を結ぶ道路沿道はそれぞれの地域のイメージを印象付ける重要な要素です。また、周遊の拡大を図るためにも地域の特色を活かした沿道景観の形成が重要です。このため、沿道の建築物や広告物の基準づくりを行うとともに案内誘導システムの手法について、検討を進めていきます。



那須高原線

## ○ 自然景観と調和した建築物等のルールづくり

日光国立公園に指定されたエリアには、旅館・ホテル・保養所が建てられ、その周辺や、町内一円には別荘地が数多く見られます。

本町内に建築される建築物、工作物については、豊かな自然環境と調和するルールづくりを行い、良好な景観形成を図っていきます。



池田地内

## ○ 農村景観や平地林の保全・育成

本町は農業が盛んな町として知られ、稲作をはじめ、酪農や肉用牛の生産では栃木県の上位を占めています。生産活動の基盤である田畑や牧草地の風景は本町の景観の重要な要素となっており、訪れる方々を魅了しています。

これらの農村風景とこれに連続する里山や平地林の保全を図っていきます。

また、町民や訪れる人々から親しまれている景観上重要な樹木を保全していきます。なお、周辺との連続性が失われている空地については、所有者との協議により、植栽等の緑化を進めていきます。



那須高原大橋から那須連山を望む



那須高原線沿道の赤松林

## ○ 市街地の景観形成

黒田原、湯本地区は都市計画法の用途地域に指定されています。

この地域では、それぞれの用途に従い建築物の建築が行われていますが、良好な都市空間づくりのため、色彩や意匠について、配慮する必要があります。

また、公共施設、商業施設についても同様であり、質の高い景観の形成を行っていきます。



黒田原地内

## ○ 河川環境と景観の保全

町内には、余笹川、黒川、奈良川、三蔵川の主要河川が貫流しており、周辺の人々の生活を潤しています。

特に余笹川や黒川は河川改修が完了し、生まれ変わった水辺となっています。

これらの河川は太平洋へと注ぐ那珂川水系の上流域に位置しており、水質の保全や河川周辺の景観には特に配慮が必要なことから、環境対策と連携した取り組みを進めています。



余笹川

## ○ 歴史的建造物の保全・活用

歴史的建造物は町内各所に存在し、周辺住民のもとで時代を超えて守られてきました。特に芦野・伊王野地区には、由緒ある建造物が多く、それは街並みと同化し、「もうひとつの那須」として、個性ある景観となっています。これらの建造物を景観上重要な地域資源として、今後も保全・活用していきます。



芦野地内



## ○ ふるさとの伝統行事の継承

本町の歴史・文化を象徴する伝統行事、祭りは、農村景観の要素のひとつとなっており、後継者の育成や体験を通して次世代に継承していく必要があります。

また、景観には夏の花火や秋祭りの太鼓や笛など心に刻まれるものがあります。これらをふるさとの風景として守り、育てていく取り組みを行います。



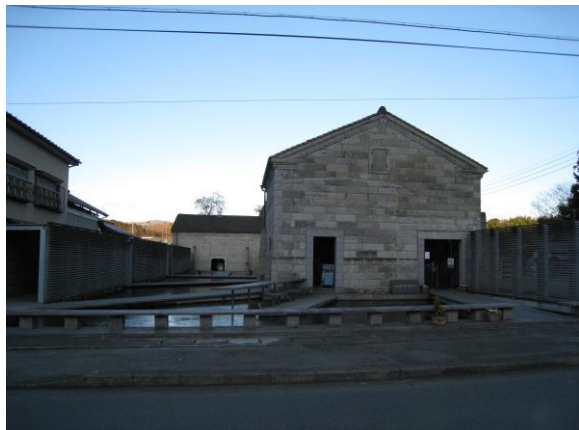
大沢の獅子舞

## ○ 地域資源や産業を活用した景観づくり

本町には芦野石や八溝材などの優れた資源があります。これらを有効活用した建築物は、地域の特性を示す良好な景観そのものであることから、民間や公共における建築について地場資源の活用を図る取り組みを進めていきます。

また、観光や酪農、石材、林業などの産業は、町内に多様な景観をつくりだしています。

このため、事業に携わる関係者と良好な景観づくりを協議していきます。



ストーンプラザ



那須町共同利用模範牧場

## ○ 景観創造への意識啓発

「守り」「育て」「つくる」

本町の景観形成には3つのキーワードがあります。特に景観を「つくる」ことについて、私たちは未来に向けた創造をしていく必要があります。

このため、社会生活や学校教育の場で課題を提起し、景観創造への意識啓発を行っていきます。



## 5. 良好な景観形成のための届出制度

### (1) 景観計画区域(那須町全域)における届出対象行為

本町の景観形成の目標・景観形成の方針に基づき、景観計画区域（那須町全域）内の建築物及び工作物等について、下記に該当する大規模な行為を行なう場合は届出が必要となります。

#### ○ 届出対象行為

規制の種類	景観形成基準	項目	対象物の規模		
			高さ(H)	建築面積(S)	
建築物等の建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置及び規模</li> <li>形態及び意匠</li> <li>色彩</li> <li>材料</li> <li>敷地の緑化</li> <li>その他</li> </ul>	都市計画区域	商業地域(湯本)	31m超	2,000 m <sup>2</sup> 超
			上記以外の用途地域	20m超	1,500 m <sup>2</sup> 超
			用途地域以外の地域	13m超	1,000 m <sup>2</sup> 超
		都市計画区域以外の地域			
工作物等の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置及び規模</li> <li>形態及び意匠</li> <li>色彩</li> <li>材料</li> <li>敷地の緑化</li> <li>その他</li> </ul>	さく、塀、垣(生垣を除く)、擁壁等		5m超	—
		鉄塔、広告塔、煙突、記念碑等		15m超	—
		電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		20m超	—
		観覧車等遊戯施設、製造施設、自動車車庫、ごみ焼却場その他の処理施設、太陽光発電施設(同一敷地又は一団の土地に設置するものに限る。ただし建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)		15m超	1,000 m <sup>2</sup> 超
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形状及び緑化</li> <li>その他</li> </ul>			—	3,000 m <sup>2</sup> 以上

※ 非常災害のための応急措置等を除きます。

※ 既存建築物等については、その増改築の際に届出が必要になります。

## ○ 景観形成基準

届出されたものについては、下記の基準で審査を行います。

区 分		基 準
基本的事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の特性を考慮し、その基調となる景観と調和させること。</li> <li>2 大規模行為を行う土地について、自然公園法(昭和32年法律第161号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく施策又は県若しくは町が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。</li> <li>3 見る位置(視点場)と見られる対象(視対象)との関係を考慮した景観形成に努めること。</li> </ol>
大規模建築物等(建築物に限る。)の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	位置及び規模	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>2 山稜の近傍にあつては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。</li> <li>3 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。</li> <li>4 建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。</li> <li>5 歴史的な建造物等に接近する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>6 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。</li> </ol>
	形態及び意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>2 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。</li> <li>3 道路や河川等の公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること。</li> <li>4 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。</li> </ol>
	色 彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺の景観に調和する彩度及び明度の色彩とすること。</li> <li>2 地域の特性に配慮した色彩とすること。</li> </ol>

区 分		基 準
大規模建築物等(建築物に限る。)の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	材 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。</li> <li>2 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。</li> </ol>
	敷地の緑化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。</li> <li>2 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。</li> <li>3 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹木を選択すること。</li> </ol>
	その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。</li> <li>2 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。</li> <li>3 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。</li> <li>4 建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。</li> <li>5 建築物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。</li> </ol>
大規模建築物等(工作物に限る。)の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	位置及び規模	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>2 山稜の近傍にあつては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。</li> <li>3 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。</li> <li>4 歴史的な建造物等に接近する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>5 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。</li> </ol>

区 分		基 準
大規模建築物等(工作物に限る。)の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	形態及び意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。</li> <li>2 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。</li> </ol>
	色 彩	地域の特性に配慮し、周辺の景観に調和する色彩とすること。
	材 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。</li> <li>2 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。</li> </ol>
	敷地の緑化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。</li> <li>2 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。</li> <li>3 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹木を選択すること。</li> </ol>
	その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。</li> <li>2 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。</li> <li>3 工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。</li> <li>4 工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。</li> </ol>
開発行為	土地の形状及び緑化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと。</li> <li>2 のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。</li> <li>3 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。</li> </ol>
	その他	優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。

## (2) 届出対象行為以外の景観誘導基準

景観計画地区は那須町全域を指定しています。

届出対象規模以下の建築物や工作物についても景観に配慮した一定のルールづくりが必要と考えます。

このため、町民や事業者、有識者等との景観協議会を設置し、那須町全域での「景観誘導基準」を設け、配慮すべき項目について検討を進めていきます。



遊行柳



余笹川

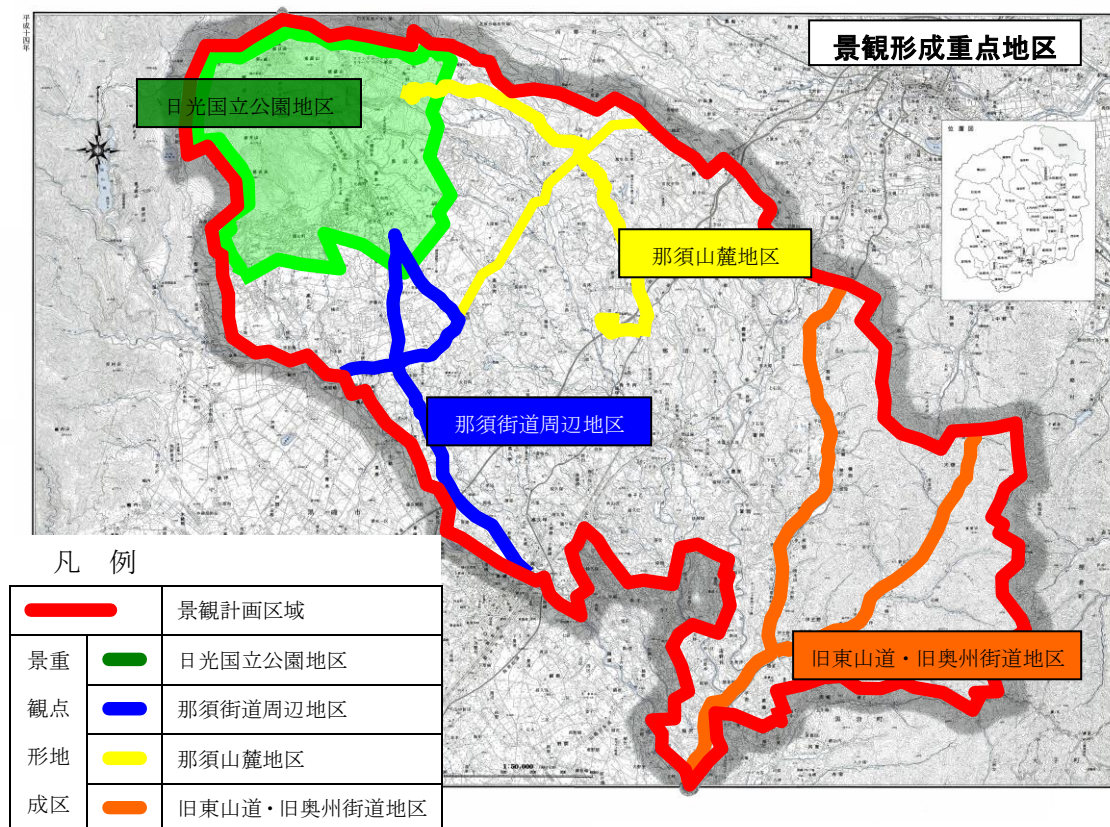
# 第3章 景観形成重点地区の景観づくり

## 1. 景観形成重点地区の設定

景観計画区域(那須町全域)のうち、地域的に特色ある景観で、良好な景観の形成が特に必要とされる4地区を景観形成重点地区(図-2)とします。重点地区は景観計画区域に比べてきめ細かなルールを設定し、景観形成の促進を図ります。

なお、本町には、りんどうラインや池田・高久駅線(ファミリーロード)などの幹線町道があり、周遊ルートとしての重要性が高くなっています。このため、重点地区については、地域住民等の提案や合意を得ながら、順次その指定を拡大していくものとします。

【 図-2 景観形成重点地区の区域 】





## 景観形成重点地区一覧

名 称	地区の概要	区 域
日光国立公園 地区	那須・茶臼岳を中心とする日光国立公園は那須地域を代表する景観を形成している。	日光国立公園の区域  (但し那須街道周辺地区に含まれる区域を除く。)
那須街道周辺 地区	本町における観光幹線道路として位置付けられる那須高原線、矢板・那須線、那須・西郷線は、大部分が平地林の中を通り、沿道には観光レクリエーション施設が集積するなど、観光の町を特徴付けている。	○那須高原線 … 豊原高久線との交差点(橋本町)より一軒茶屋交差点までの約13kmの両側。路肩から両側それぞれの500mの沿道区域  ○矢板・那須線 … 那須塩原市との市町境から広谷地交差点までの約2kmの両側。路肩から両側それぞれ500mの沿道区域  ○那須・西郷線 … 広谷地交差点から池田交差点まで約2.5kmの両側。路肩から両側それぞれ500mの沿道区域  ○湯本・漆塚線 … 池田交差点から一軒茶屋交差点までの約3.5kmの両側。路肩から両側それぞれ500mの沿道区域

名 称	地区の概要	区 域
那須山麓地区	本沿道には 333ha の面積を有する那須町共同利用模範牧場など広大な牧草地帯となっており那須連山を望むには絶好の場所である。	<p>○那須・西郷線 … 池田交差点から県境までの約 12 km の両側。路肩からそれぞれ両側 500 m の沿道区域</p> <p>○豊原・大島線 … 国道 4 号との交差点から那須甲子有料道路との交差点までの約 14km の両側。路肩からそれぞれ両側 500 m の沿道区域</p> <p>○那須高原サービスタ付近 … 上り線、下り線へ接続する町道約 2.5km の両側。路肩からそれぞれ両側 500m の沿道区域</p>
旧東山道・旧奥州街道地区	旧東山道は、源義経が兄頼朝の挙兵に応じて鎌倉へと向かった道であり、義経街道とも呼ばれ、多くの歴史・文化的資源や民話が残されており、特徴的な景観を形成している。	<p>○国道 294 号 … 大田原市との市町境から福島県境までの約 19 km の両側。路肩からそれぞれ両側 500 m の沿道区域</p> <p>○太子・那須線 … 国道 294 号との交差点（下町）から坂本交差点までの約 2 km の両側。路肩からそれぞれ両側</p>

名 称	地区の概要	区 域
旧東山道・旧奥州街道地区	旧奥州街道は、江戸幕府の命により整備され、松尾芭蕉が歩いた道であり、沿道には多くの歴史・文化的資源が残されており、特徴的な景観を形成している。	500mの沿道区域 ○黒磯・棚倉線 … 坂本交差点から中梓交差点までの約2.5kmの両側。路肩からそれぞれ両側500mの沿道区域  ○坂本・白河線 … 中梓交差点から福島県境までの約7kmの両側。路肩からそれぞれ両側500mの沿道区域



国道4号バイパスより那須連山を望む

## 2. 良好な景観形成に関する方針

### (1)日光国立公園地区の景観形成の目標・基本方針

#### 《景観形成の目標》

#### ○ 雄大な自然を背景にした景観づくり

#### 《景観形成の基本方針》

景観形成の目標を踏まえて、景観形成の基本方針を次のとおり設定します。

#### ○ 那須街道の優れた景観を守り、育てる

本地区は、日光国立公園に指定されており、その景観は町のシンボルとなっています。これは自然公園法の規制に守られていることが大きく、今後も関係機関と連携した自然景観の保全に努めます。また、一方で高原から見渡せる広大な関東平野の眺望は、まさにこの地でしか見ることができない景観となっています。

さらに、平成 23 年度に那須御用邸の用地の一部が開放されることで、那須の大自然がさらに一般の目にふれることとなります。

自然あふれるこの地域の緑を守り、また、新たな景観を育てていくため、国・県の支援のもと、自然公園法の範囲内で各種の施策を講じていきます。



八幡のツツジ

## (2) 那須街道周辺地区の景観形成の目標・基本方針

### 《景観形成の目標》

- ロイヤルリゾート那須として清楚で快適な沿道景観づくり

### 《景観形成の基本方針》

景観形成の目標を踏まえて、景観形成の基本方針を次のとおり設定します。

- 背景となる雄大な那須連山への眺望や身近な緑を守る

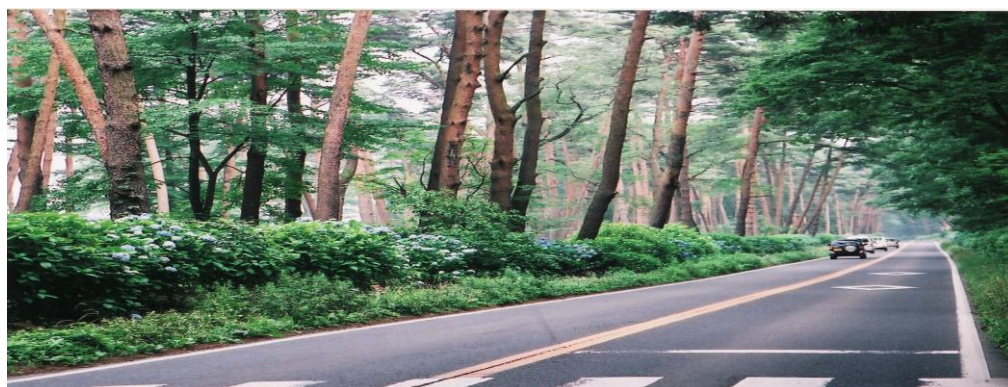
本地区は、街道の沿道に観光物産店や飲食店が数多くあります。視界が開けた部分からは那須連山が眺望でき、平地林の緑のトンネルを通るような区間もあり、変化に富んだ景観が広がっています。

これら道路沿線の平地林を保全し、周辺環境と建造物の調和を目指していきます。

- 自然景観と調和するように建造物や屋外広告物を誘導する

本地区は、那須高原へのエントランスでもあり、那須御用邸へと続く主要地方道那須高原線は「那須街道」として、広く知られた存在です。

背景に広がる那須連山への眺望や平地林などの自然景観との調和を図るとともに、「ロイヤルリゾート那須」としての清楚で快適な沿道景観づくりを行うため、建造物や屋外広告物を誘導していきます。



那須高原線

### (3) 那須山麓地区の景観形成の目標・基本方針

#### 《景観形成の目標》

- 自然と新たな交流拠点が調和した沿道景観づくり

#### 《景観形成の基本方針》

景観形成の目標を踏まえて、景観形成の基本方針を次のとおり設定します。

- 背景となる雄大な那須連山への眺望と沿道景観との調和を図る

本地区は、広大な那須町共同利用模範牧場やレジャー施設、スキー場があり、沿道全体には緑の牧草地が広がっています。

また、視界が広く雄大な那須連山を眺望することができます。

このエリアは国道 289 号の甲子トンネルの開通や、山岳部の有料道路の無料化、スマート IC 等の道路事情の変化により、新たな交流拠点となることが予想されています。

このため、建築物等の建築にあたっては、雄大な自然景観と沿道景観（特に眺望景観）との調和を図ることを目指していきます。



那須町共同利用模範牧場

#### (4)旧東山道・旧奥州街道地区の景観形成の目標・基本方針

##### 《景観形成の目標》

### ○ 浪漫が薫るふるさとの沿道景観づくり

##### 《景観形成の基本方針》

景観形成の目標を踏まえて、景観形成の基本方針を次のとおり設定します。

### ○ 旧街道の面影を生かした沿道景観づくり

本地区は、旧東山道と旧奥州街道の沿道で、八溝山系に抱かれた針葉樹林帯を背景に、田園と集落が一体となった景観を形成しています。

また、史跡・文化財が多く残されており、豊かな自然景観と相まって歴史を感じさせる特徴的な景観が維持されてきました。

これらの地域資源を次世代に継承することや、沿道に数多く残されている旧街道の面影を保全するとともに、それらを活かした景観づくりを行います。

### ○ 背景となる八溝山系への眺望や身近な水と緑を守る

八溝山系はゆるやかな稜線を描いており、身近な風景として地域住民の心の拠りどころとして、また、来訪者にやすらぎを与えています。

また、三蔵川などの清流にはサケの遡上も見られます。このような里山の原風景を守り、「四季」を感じる景観づくりを行います。



道の駅 東山道伊王野

### 3. 良好な景観づくりのための届出制度

#### (1) 景観形成重点地区における届出対象行為

景観形成重点地区の景観形成の目標・基本方針に基づき、建築物及び工作物等について、下記に該当する行為を行なう場合は届出が必要となります。

(4 地区共通)

#### ○ 届出対象行為

届出を要する行為の項目	届出が必要となる規模等
建築物の建築又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新築、増築、改築、移転 ～ 行為に係る部分の床面積の合計が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>○ 外観の変更 ～ 変更する面積の合計が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
さく、塀、擁壁の新築、改築、移転又は外観の変更	高さが 0.6m を超えるもの（増築、改築後の高さが 0.6m を超えるものを含む。）
記念塔、物見塔の新築、改築、移転又は外観の変更	高さが 5m を超えるもの（増築、改築後の高さが 5m を超えるものを含む。）
次の工作物の新築、改築、移転又は外観の変更 ○ 電波塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱	高さが 5m を超えるもの（増築、改築後の高さが 5m を超えるものを含む。）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設</li> <li>○ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設</li> <li>○ ガス、石油製品、穀物、飼料等貯蔵・処理施設</li> <li>○ 自動車車庫の用途に供する施設</li> <li>○ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</li> <li>○ 太陽光発電施設（同一敷地又は一団の土地に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）</li> </ul>	高さが 5m を超えるか、又は築造面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの（増築、改築後の高さが 5m を超えるもの、又は築造面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるものを含む。）



届出を要する行為の項目	届出が必要となる規模等
電柱、空中線の支持物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	高さが15mを超えるもの（増築、改築後の高さが15mを超えるものを含む。）
木竹の伐採	次に掲げるもの以外の木竹の伐採 (1) 桑、茶、果樹その他農林業用に栽培・植栽・植林したもの (2) 整枝等木竹の保育のために通常行われるもの (3) 枯損したもの又は危険なもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	次に掲げるもの以外の屋外における物品の集積又は貯蔵 (1) 高さが1.5m以下かつ水平投影面積100㎡以下のもの (2) 道路から見通すことのできない場所のもの (3) 使用期間が90日以内のもの
鉱物の掘採又は土石の採取	掘採又は採取面積が500㎡を超えるか、又は高さが1.5mを超える法を生じるもの
土地の区画形質の変更	次に掲げるもの以外の土地の区画形質の変更 (1) 変更に係る面積が500㎡以下で、かつ高さ1.5mを超える法を生じないもの（都市計画区域外においては、3,000㎡未満とする。） (2) 農林業を営むためのもの（土地の開墾、水面埋立、干拓、宅地造成を除く。） (3) 土地改良法による土地改良事業
屋外における自動販売機の設置	全て（自動販売機の規模、台数等は問わない。）

※ 非常災害のための応急措置等を除きます。

※ 自然公園法特別地域は届出が不要となります。

※ とちぎふるさと街道景観条例に基づく届出を行った場合は、届出が不要となります。

## (2) 景観形成の基準

届出されたものについては、次の基準で審査を行います。

### (ア) 日光国立公園地区(自然公園法特別地域を除く)、那須山麓地区及び

#### 旧東山道・旧奥州街道地区の景観形成基準

##### ○ 景観形成基準

行為の内容	景観形成の基準
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<p>地域の自然環境（樹林、田園、畑等）と調和したものとする。</p> <p>1 道路からの後退距離 原則として重点地区内の道路の路肩から 5.0m以上（都市計画区域外は 2.0m以上）後退すること。</p> <p>2 樹木の保全及び緑化 ○ 敷地の樹木は極力保存すること。 ○ 道路に隣接する側を重点に、中高木・花等により緑化すること。</p> <p>3 建築物の形態等 ○ 屋根は切妻又は寄棟等の勾配屋根とすること。 ○ 屋根や外壁は周囲の自然環境に調和したものとし、原色はさけること。</p>
記念塔、物見塔の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<p>形態 色彩、意匠等が周辺の景観と調和が保たれるようにすること。</p>
<p>次の工作物の新築、改築、移転又は外観の変更</p> <p>○ 電波塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱</p> <p>○ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設</p> <p>○ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設</p>	<p>工作物の形態</p> <p>○ 色彩は、周辺の自然景観と調和が図られるものとする。</p> <p>○ 金属部分の色彩については、周辺の景観と調和が図れる色彩とすること。</p> <p>○ 高さは設置目的の範囲内で、できるだけ低くすること。</p> <p>○ 形状は努めて簡素なものとし、周辺の景観に調和するよう配慮すること。</p>

行為の内容	景観形成の基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガス、石油製品、穀物、飼料等貯蔵・処理施設</li> <li>○ 自動車車庫の用途に供する施設</li> <li>○ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</li> <li>○ 太陽光発電施設（同一敷地又は一団の土地に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）</li> </ul>	<p>1 工作物の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽電池モジュール（パネル）は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものとし、周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>○ 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。</li> <li>○ 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとし、周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>○ パワーコンディショナーや分電盤などの付帯設備についても周囲の景観と調和するものを使用すること。</li> <li>○ 太陽光発電施設を囲むためのフェンスについては、周囲の景観と調和する色彩のものを使用すること。</li> <li>○ 歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界から出来るだけ後退し、植栽等により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること。</li> <li>○ 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽等により目隠しを行うなど、周辺から見え難くすること。</li> </ul> <p>2 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 尾根線上への設置は避けること。</li> <li>○ 丘陵地又は高台への設置は極力避けること。ただし、やむを得ず設置する場合は、植栽等により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること。</li> </ul>

行為の内容	景観形成の基準
電柱、空中線の支持物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<p>1 位置等 樹木を背にして設置する等、周囲の景観に支障がないよう配慮すること。</p> <p>2 色彩 周囲の景観と調和した色彩とすること。</p>
木竹の伐採	宅地への形質変更の場合、既存樹木の伐採は必要最小限のものとする事。
屋外における物品の集積又は貯蔵	<p>1 位置 道路境界線からできるだけ後退させ、進入路は必要最小限のものとする事。</p> <p>2 形態 集積の高さをできるだけ低いものとし、道路から見えないように配慮すること。</p> <p>3 修景緑化 敷地の周辺には、必要に応じて常緑の高木、中木を植栽し、修景に努める。</p>
鉤物の掘採又は土石の採取	行為終了後においては、緑化など可能な形状となるよう配慮し、緑化により周辺の景観と調和を図るよう措置すること。
土地の区画形質の変更	行為終了後の緑化に努め、必要に応じて周囲に高木又は中低木を植栽し、景観形成を図ること。
屋外における自動販売機の設置	建築物の軒下で、かつ建築物と同一面に納めるように設置すること。

(イ)那須街道周辺地区(自然公園法特別地域を除く)の景観形成基準

○ 景観形成基準

<p style="text-align: center;">地 域</p> <p>行為の内容</p>	<p>(主) 矢板・那須線、(主) 那須・西郷線、(主) 湯本・漆塚線の道路の路肩から両側それぞれ 50mの沿道区域</p>	<p>左記以外の区域</p>
<p>建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>1 道路からの後退距離 原則として道路境界線から 5.0m以上後退すること。</p> <p>2 樹木の保全及び緑化 ○ 支障木の伐採は必要最小限とし、道路側の木は極力残すものとする。</p> <p>3 建築物の形態等 (1) 屋根 ア 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 イ 勾配は 2/10 以上とする。 ウ 色彩はこげ茶色とする。 ただし、銅板又は黒灰色の和瓦を用いる場合にあつてはこの限りではない。</p>	<p>地域の自然環境(樹林、田園、畑等)と調和したものとする。</p> <p>1 道路からの後退距離 原則として重点地区内の道路の路肩から 5.0m以上後退すること。</p> <p>2 樹木の保全及び緑化 ○ 敷地の樹木は極力保存すること。 ○ 道路に隣接する側を重点に、中高木・花等により緑化すること。</p> <p>3 建築物の形態等 ○ 屋根は切妻又は寄棟等の勾配屋根とすること。 ○ 屋根や外壁は周囲の自然環境に調和したものとし、原色はさけること。</p>

<p style="text-align: center;">地 域</p> <p>行為の内容</p>	<p>(主) 矢板・那須線、(主) 那須・西郷線、(主) 湯本・漆塚線の道路の路肩から両側それぞれ 50m の沿道区域</p>	<p style="text-align: center;">左記以外の区域</p>
<p>建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>(2) 壁面</p> <p>努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ち着いたものとする。</p> <p>また、自然材料以外の場合の色彩はクリーム色、ベージュ色、茶色、白色又は灰色とする。</p> <p>4 建築の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</li> <li>○ 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</li> </ul>	
<p>さく、塀の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>主要道路との境界には、さく、塀は、原則として設けないこと。ただし、ガソリンスタンド等他法令により塀を設けなければならない場合、又は、安全対策上、さく、塀をやむを得ず設けなければならない場合には周囲の景観と調和したものとする。</p>	<p style="text-align: center;">左記以外の区域</p>

<p style="text-align: center;">地 域</p> <p>行為の内容</p>	<p>(主) 矢板・那須線、(主) 那須・西郷線、(主) 湯本・漆塚線の道路の路肩から両側それぞれ 50m の沿道区域</p>	<p style="text-align: center;">左記以外の区域</p>
<p>擁壁の新築、増築、改築又は外観の変更</p>	<p>自然石、自然石を模したブロックその他景観に配慮した工法を用いること。</p>	
<p>記念塔、物見塔の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>形態 色彩、意匠等が周辺の景観と調和が保たれるようにすること。</p>	
<p>次の工作物の新築、改築、移転又は外観の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電波塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱</li> <li>○ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設</li> <li>○ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設</li> <li>○ ガス、石油製品、穀物、飼料等貯蔵・処理施設</li> <li>○ 自動車車庫の用途に供する施設</li> <li>○ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</li> <li>○ 太陽光発電施設（同一敷地又は一団の土地に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）</li> </ul>	<p>1 工作物の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 色彩は、周辺の自然景観と調和が図られるものとする。</li> <li>○ 金属部分の色彩については、周辺の景観と調和が図れる色彩とすること。</li> <li>○ 高さは設置目的の範囲内で、できるだけ低くすること。</li> <li>○ 形状は努めて簡素なものとし、周辺の景観に調和するよう配慮すること。</li> </ul> <p>1 工作物の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽電池モジュール（パネル）は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものとし、周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>○ 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。</li> </ul>	

<p style="text-align: center;">地 域</p> <p>行為の内容</p>	<p>(主) 矢板・那須線、(主) 那須・西郷線、(主) 湯本・漆塚線の道路の路肩から両側それぞれ 50mの沿道区域</p>	<p>左記以外の区域</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとし、周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>○ パワーコンディショナーや分電盤などの付帯設備についても周囲の景観と調和するものを使用すること。</li> <li>○ 太陽光発電施設を囲むためのフェンスについては、周囲の景観と調和する色彩のものを使用すること。</li> <li>○ 歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界から出来るだけ後退し、植栽等により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること。</li> <li>○ 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽等により目隠しを行うなど、周辺から見え難くすること。</li> </ul> <p>2 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 尾根線上への設置は避けること。</li> <li>○ 丘陵地又は高台への設置は極力避けること。ただし、やむを得ず設置する場合は、植栽等により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること。</li> </ul>	
<p>電柱、空中線の支持物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>1 位置等</p> <p>樹木を背にして設置する等、周囲の景観に支障がないよう配慮すること</p> <p>2 色彩</p> <p>コゲ茶系とすること。</p>	<p>1 位置等</p> <p>樹木を背にして設置する等、周囲の景観に支障がないよう配慮すること</p> <p>2 周囲の景観と調和した色彩とすること。</p>



<div style="text-align: center;">地 域</div> 行為の内容	(主) 矢板・那須線、(主) 那須・西郷線、(主) 湯本・漆塚線の道路の路肩から両側それぞれ 50m の沿道区域	左記以外の区域
木竹の伐採	宅地への形質変更の場合、既存樹木の伐採は必要最小限のものとする。	
屋外における物品の集積又は貯蔵	1 位置 道路境界線からできるだけ後退させ、進入路は必要最小限のものとする。	
	2 形態 集積の高さをできるだけ低いものとし、道路から見えないように配慮すること。	
	3 修景緑化 敷地の周辺には、必要に応じて常緑の高木、中木を植栽し、修景に努める	
鉱物の掘採又は土石の採取	行為終了後においては、緑化など可能な形状となるよう配慮し、緑化により周辺の景観と調和を図るよう措置すること。	
土地の区画形質の変更	行為終了後の緑化に努め、必要に応じて周囲に高木又は中低木を植栽し、景観形成を図ること。	
屋外における自動販売機の設置	建築物の軒下で、かつ建築物と同一面に納めるように設置すること。	

### (ウ) 自然公園法特別地域における景観形成基準

本地域における景観形成基準は日光国立公園那須地域における自然公園法の基準に準じます。

## 第4章 屋外広告物等の良好な景観形成に関する事項

### 1. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本事項

自然景観や沿道景観に配慮した屋外広告物の誘導が、景観計画推進の重要な要素となっています。このため、景観形成の目標及び方針に基づき、表示及び掲出物件の設置に関する基準を那須町屋外広告物条例に定めます。

また、良好な景観形成のための基準づくり等について景観協議会においても協議の場を設けていきます。

### 2. 景観重要建造物の指定の方針

地域の自然、歴史、文化、人が育んだ、地域のシンボリック存在の建造物について、その外観に特徴があり、道路やその他の公共の場所からだれでも見ることができ、かつ本町の景観の形成に重要なものについて、景観重要建造物として指定するものとします。

### 3. 景観重要樹木の指定の方針

本町の自然景観のなかで、地域のシンボリック存在であり、道路やその他の公共の場所からだれでも見ることができ、景観の形成に重要な樹木について、景観重要樹木として指定するものとします。

### 4. 景観重要公共施設の整備に関する基本的な事項・整備方針

道路や河川、公園などの公共施設は本町の景観の一部であり、また地域のシンボルとなるものであることから、整備にあたっては本計画に基づき良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

このため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設及び将来そのように整備する公共施設については、管理者と協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるよう、景観計画において景観重要公共施設として位置し、積極的な整備を推進します。

## 第5章 本町の良い景観形成に向けて

### 1. パートナーシップによる景観づくり

私たちは「那須」という自然景観に守られています。

そして、これからもこの景観に支えられ、時に励まされ暮らしていきます。

誇らしい本町の景観。

「私たちの那須 未来のために」

その指針となるのが「那須町景観計画」です。

本町の良好な景観形成の実現は、現状を再認識することから始まります。

新たな基準づくりにあたっては、ワークショップ等によるルールづくりなども手法のひとつです。

各界各層からの意見をもとに、パートナーシップという形にしていくことが景観法の趣旨となっていることから、景観施策の基礎部分として、県・関係機関・観光協会、商工会をはじめとする経済団体、住民団体・事業者・広告業界等の参画による「景観協議会」の設置に努めます。

また、今後において、必要と認めるときは国・県との連携のもとに景観形成に関する補助事業等を活用し、実効性のある対応を検討していきます。

### 2. 自主的な景観形成団体等への支援

良好な景観は、町民にとって町への愛着や誇りに結びつきます。

また、心の豊かさや快適な生活の大切な要素となります。

地域ごとのまちづくりと景観形成を一体化させ、共通のビジョンで、町内全域での景観形成促進を図っていきます。

このため、地域の自主的な景観形成団体を提案団体や活動団体として認定するとともに、情報提供、研修機会の提供などの支援を行っていきます。

なお、良好な景観形成に寄与する個人、団体等の表彰制度を整えていきます。

## 【資料編】

- 1 町民アンケート結果
- 2 那須町景観計画策定委員会名簿
- 3 那須町景観計画策定委員会幹事会名簿

那須町景観計画

～ わたしたちの那須 未来のために ～

発行 平成20年3月

改定 平成26年2月

那須町建設課